

第2回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和5年7月4日（火） 午後1時30分～午後2時

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、齋藤委員、細田委員、丸山委員、渡部委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、山田委員

（使用者代表委員）菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員

（事務局）栗村局長、市川労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

（2）岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

（3）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

開会に当たり岩手労働局長栗村勝行より挨拶を行った。

（栗村局長挨拶）

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林齊委員、使用者代表委員から熊谷敏裕委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（1）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。岩手労働局長から岩手地方最低賃金審議会に、岩手県最低賃金の改正決定について諮問があります。

〈岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）〉

岩手労働局長から丸山会長に、岩手県最低賃金の改正決定について、諮問文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

○丸山会長

それでは、諮問について事務局から説明をお願いします。

○事務局

この度の諮問は、最低賃金法第12条の規定に基づき、岩手地方最低賃金審議会に岩手県最低賃金の改正について調査審議をお願いするもので

す。最低賃金法第12条では、「都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、改正又は廃止の決定をしなければならない」と規定しております。

それでは、現行の岩手県最低賃金を改正する必要があると判断した理由について、御説明いたします。

岩手県の経済状況について、

令和5年3月分の「岩手県鉱工業生産指数(岩手県ふるさと振興部 令和5.5.25発表)」によると、岩手県の年平均鉱工業生産指数(平成27年=100)は、令和2年が103.7、令和3年が128.0、令和4年が134.1となっている。

「岩手県の景況(岩手県ふるさと振興部 令和5.6.27発表)」によると、令和5年4月及び5月の経済指標を中心にした判断で、「県内景気は、緩やかな持ち直しの動きが続いている。」との判断が示されている。

「岩手県内経済情勢報告(財務省東北財務局盛岡財務事務所 令和5年4月発表)」によると、企業の景況感は、5年1~3月期は「全産業では、『下降』超幅が拡大している。」、先行きは「全産業では5年4~6月期に『下降』超幅が縮小し、7~9月期に『上昇』超に転じる見通しとなっている。」としており、総括判断では、「県内経済は、持ち直しつつある」との判断が示されている。

「法人企業景気予測調査 令和5年4-6月期調査(財務省東北財務局盛岡財務事務所 令和5.6.13発表)」によると、資本金1千万円以上の法人企業の景況判断は、現状で「下降」超幅が縮小しており、先行きは5年7~9月期に「下降」超幅が縮小し、5年10~12月期に「上昇」超に転じる見通しで、令和5年度の売上高は増収見込み、経常利益は減益見込みとなっている。

岩手県の賃金水準について、

「毎月勤労統計調査(厚生労働省発表)」によると、岩手県の年平均所定内給与は、事業所規模5人以上の調査産業計で、令和元年が216,781円、令和2年が217,702円、令和3年が219,552円となっている。また、事業所規模30人以上の調査産業計では、令和元年が228,776円、令和2年が229,742円、令和3年が232,390円となっている。

「賃金構造基本統計調査(厚生労働省発表)」によると、岩手県の一般労働者の所定内給与額(男女計、調査産業計)は、令和2年が245,900円、令和3年が249,600円、令和4年が252,300円となっ

いる。

「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省発表)」によると、全国の加重平均賃上げ率は、令和2年が2.00%、令和3年が1.86%、令和4年が2.20%となっており、連合が取りまとめた「2023 春季生活闘争 第6回回答集計結果」では、令和5年6月1日現在の賃上げ率は3.66%(中小組合賃上げ率3.36%)となっている。

岩手県の生計費について、

令和4年10月の「職員の給与等に関する報告及び勧告の附属資料(岩手県人事委員会)」によると、盛岡市の標準生計費(4人世帯)は、平成31年4月が192,290円、令和2年4月が203,090円、令和3年4月が268,020円、令和4年4月が182,880円となっている。

令和5年5月分の「盛岡市消費者物価指数(岩手県ふるさと振興部 令和5.6.23発表) (令和2年=100)」によると、盛岡市の消費者物価総合指数は、令和2年が100.0、令和3年が100.4、令和4年が103.6となっており、令和5年に入ってから、1月105.1、2月104.4、3月105.1、4月105.9、5月105.9となっている。

岩手県最低賃金改正の必要性について、

岩手県の経済状況は、「県内景気は、緩やかな持ち直しの動きが続いている」、「持ち直しつつある」、「現状で「下降」超幅が拡大しており、先行きは「下降」超幅が縮小し、「上昇」超に転じる見通し」等の判断が示されている。

岩手県の賃金動向を令和2年から令和4年までの所定内給与で見ると、上向き傾向を示しており、民間主要企業の春季賃上げ率は全国加重平均で1.86%~2.20%の引上げが続いている。

また、岩手県の生計費及び消費者物価について盛岡市の標準生計費は過去3年と比べて下降傾向にあり、消費者物価については、令和4年以降上昇傾向が続いているところ、令和5年3月には105台、令和5年5月には105.9の数値となっている。

これらの状況の変化から、現行の岩手県最低賃金を改正する必要性があるものと判断した。

(以上、諮問文に添付された岩手労働局の見解「岩手県最低賃金改正の必要性について」が読み上げられた。)

また、最低賃金法第25条5項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定しております。本審議会閉会后、そのための公示

手続きを行いたいと思います。

○丸山会長

ただいまの事務局の説明について御質問、御意見等があれば御発言をお願いいたします。

なお、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取については法律上定められておりますので、改めて審議するものではありません。

○瀬川委員

諮問文の中に、いわゆる骨太の方針などに配意した調査審議をお願いする、と書かれておりますが、配意するとはどういう意味なのかお伺いしたいと思います。

○事務局

最低賃金法においては、第9条を「地域別最低賃金の原則」として規定しており、同条2項において「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」としているところです。これは、地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3つを考慮して定めるとの原則的な考え方をしめしたものであり、岩手労働局としては、これを踏まえ、改正決定の諮問に当たり、従来より、当該「3つの考慮事項」に基づき決定すると原則を踏まえつつも、3つの考慮事項のほか、その時々を経済社会情勢等の諸事情の要請からくる事項を「配意事項」として諮問文に盛り込んできたところであり、こうした、3つの考慮事項以外のものを「配意事項」として諮問文に盛り込むとの取扱いは問題ないと考えております。

○丸山会長

配意した審議の意味についての質問だったと思いますが、瀬川委員いかがですか。

○瀬川委員

事務局からの説明をいただきました。

丸山会長のお考えをお伺いいたします。

○丸山会長

会長としての受け止め方も申し上げておきます。これは例年のことですが、これ自体は労働局長からの諮問ですので、これはこれとして受け入れております。昨年も確認したと思いますが、この「配意した」という表現が盛り込まれたことによって、今後の本審議会あるいは専門部会での審議の内容そのものを拘束する、方向付けをするという意図はない、そういう意図で書いているものではないということを確認しておりますので、私自

身もそのように受け止めております。今後の本審あるいは専門部会での審議においては、地域の実情を考慮する、3要素を考慮する、公労使で丁寧な審議を行い決定する、ということです。そういう理解でおりますので、今後の運営についてはそのように取り計らいたいと思います。

よろしいですか。

○瀬川委員

わかりました。

○丸山会長

改めまして、岩手地方最低賃金審議会は、労働局長から岩手県最低賃金の改正決定について諮問をお受けしたということでこれを確認いたします。諮問をお受けしたことによって、岩手県最低賃金の改正について、これから審議が開始されるということになります。

事務局は本審議会終了後、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示手続きに入ってください。よろしくをお願いします。

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。(2)「岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1つ目は、専門部会の設置についてです。

決定要覧の144ページを御覧ください。最低賃金法第25条2項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定められております。

次に決定要覧の149ページをご覧ください。最低賃金審議会令第6条1項で、「審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする」と定められており、専門部会は公・労・使各3人の合計9人で構成されております。専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条4項で、「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行っております。

2つ目は、最低賃金審議会令第6条5項の適用についてです。

最低賃金審議会令第6条5項で、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定しております。

この条文を適用するためには、あらかじめ審議会での取り決めをしておく必要がありますが、岩手地方最低賃金審議会では今までこの条文を適用し

たことはありません。今年度も同様の取扱いとしてよろしいか岩手地方最低賃金審議会の方針をお伺いします。

○丸山会長

事務局から「専門部会の設置」と「最低賃金審議会令第6条5項の適用」について説明がありました。

まず、専門部会の設置につきましては法律上当然設置されるものでありますので、ここで改めて審議するものではありません。事務局は本審議会終了後速やかに専門部会委員の推薦公示手続きに入ってください。

次に、最低賃金審議会令第6条5項を適用するか否かについて、岩手地方最低賃金審議会の方針を決定したいと思います。最低賃金審議会令第6条5項を適用すれば、手続きを簡略化することができますが、最低賃金の改正という重要事項を決定するものでありますから、今までこの条項を適用したことはありません。私としては従来どおりこの条項は適用せずに最終決定は本審議会の場で行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丸山会長

それではそのように取り計らいたいと思います。

(3) その他

○丸山会長

次に、議題(3)「その他」に入ります。

事務局で用意している議題があればお願いします。

○事務局

3点ほどございます。

まず1点目でございますが、第1回審議会において、審議日程について御了承いただきましたが、その後、変更の必要が生じたので、修正案を提案いたします。資料No.1 令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画修正案を御覧ください。8月18日に開催を計画しておりました第1回特別小委員会について、8月21日に変更しております。以上1点の修正となります。

○丸山会長

日程の修正案につきましては、よろしいですね。

(異議なし)

○丸山会長

事務局は続けてください。

○事務局

先般行った実地視察についてでございます。概要につきましては後日ペーパーにして配布させていただきますが、詳細報告は第1回専門部会で行いたいと思います。なお、対象事業場の最低賃金などの内部情報が記載される資料となりますので、非公開資料として配布いたします。

○丸山会長

実地視察については第1回の専門部会で報告されるということです。よろしいですね。

事務局は続けてください。

○事務局

3点目「審議会の公開」についてです。

第1回審議会において、岩手地方最低賃金審議会の今後の議事の公開について審議が行われ、委員の皆様のご合意により、岩手県最低賃金専門部会のうち、第1回専門部会を企業の重要な情報など保護すべきものは保護しながら、原則公開することとされました。

事務局といたしましては、その考えに則り、非公開の際は、傍聴人の退席など、専門部会の適切な運営を行ってまいります。また、試行として公開を実施する第1回専門部会の状況などを踏まえつつ、委員の皆様のご意見を伺いながら、問題がなかったかなど検証し、継続的に進めていくこととしております。

○丸山会長

前回の審議会において、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという観点を踏まえ、第1回専門部会を公開するというごことに委員の皆様のご合意をいただきましたので、事務局に公開を前提とした準備を指示いたしました。また、今後の公開の在り方については、第1回専門部会の公開の状況も踏まえて継続的に審議を行っていくとされたところです。

委員の皆様から御意見等がありましたら御発言をお願いします。

(意見なし)

○丸山会長

ほかに何かありますか。

○松川委員

審議計画について、10月以降の本審議会の予定は確定でしょうか。

○事務局

今後、日程調整を行い、再提案いたします。

○丸山会長

よろしいですね。

次に議題以外の「その他」です。事務局あるいは委員の皆様から何かあ

りますか。

○丸山会長

他によろしいですか。

それではこれで議事を終了します。